

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年12月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100065号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100015号

## 第1 結論

請求者のA社における平成27年12月25日の標準賞与額を32万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、平成27年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月25日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。請求期間に係る賞与明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できるので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の回答により、請求者は、請求期間においてA社から32万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額から、32万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年12月25日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年12月25日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100058号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100012号

## 第1 結論

昭和55年2月から昭和57年4月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年2月から昭和57年4月まで

A町(現在は、B市)役場において、国民健康保険の変更手続きを行った際に、国民年金課で手続きをするようにと言われたので国民年金課に行き、お金がないため保険料を納付できないと相談して、免除申請を行ったが、請求期間が国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和55年2月にA町役場において国民年金の加入手続きを行い、保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月20日に社会保険事務所(当時)からC市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿における受付年月日が同年6月6日であること及びオンライン記録における資格取得の処理日が同年6月24日であることから、請求者の国民年金の加入手続きは同年6月頃に行われたものと推認でき、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の免除申請を行うことができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、B市は、請求者の請求期間に係る国民年金の被保険者記録の有無について、資料がないため不明である旨回答している。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連

資料はなく、請求期間について、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。